

福島県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業
 (乳幼児・小児接種体制構築のための支援金) Q & A

令和4年12月26日施行

令和5年1月16日追記

令和5年1月25日追記

令和5年3月2日追記

A. 支給対象(全般)		
	質 問	回 答
1	本支援金の趣旨及び交付の対象とは、どのようなものですか。	本支援金の趣旨は、乳幼児及び小児接種を実施することにより、保護者に対するワクチンの有効性・安全性や接種後に通常起こりえる症状への対処方法等の丁寧な説明や相談対応、本人に対する年齢等に応じたわかりやすい説明、接種介助、母子健康手帳への記入、同行した子どもの世話等、乳幼児及び小児接種のために増大する医療機関の業務に配慮して必要となる医療機関や医療従事者に対する支援に要する経費を支援するものです。
2	県や市町村が設置する集団接種会場や大規模接種会場で接種した場合、支援金の対象となりますか。	対象となりません。 本支援金は、個別接種を対象としています。
3	施設への巡回接種を実施するにあたり、従業者を接種した場合は、支援金の対象となりますか。	対象となりません。 本支援金は、6ヶ月から11歳の乳幼児及び小児接種を対象としています。
4	1回目接種した11歳の小児が、2回目接種前に12歳になり、その後2回目接種を小児用ワクチンで接種しました。この場合、2回目接種は本支援金の対象となりますか。 また、対象となる場合、12歳児への小児ワクチン接種は、「小児への接種」として計上するのでしょうか。	対象となります。 この場合、12歳児への小児ワクチン接種は、「小児への接種」として計上してください。
5	1回目又は2回目接種した4歳の乳幼児が、2回目又は3回目接種前に5歳になり、その後乳幼児用ワクチンで接種しました。この場合、2回目・3回目接種は本支援金の対象となりますか。	対象となります。 この場合、5歳児への乳幼児ワクチン接種は、「乳幼児への接種」として計上してください。

	また、対象となる場合、5歳児への乳幼児ワクチン接種は、「乳幼児への接種」として計上するのでしょうか。	
6	無届・無許可の施設への巡回接種は、支援金の対象となりますか。	対象となりません。 本支援金は、法律に基づき許可、指定等を受けた施設を対象としています。
7	市町村から重複して支援金の支給を受けてならないとありますが、どのような場合ですか。	市町村の支援金が、質問 A-1 と同様の業務を支援対象としているものであれば、支援金が重複することとなるため、当該支援金を受給することはできません。 このため、市町村の支援金が対象とする業務等を御確認願います。 ただし、支援の対象とする業務が同様であっても、県の支援金を超過して市町村が支給する場合は、その超過額については受給することができます（この場合、県に申請せずに、市町村のみへ申請する方が現実的と考えます）。 また、市町村の支援金が県の支援金の額に満たないときは、市町村が支給する額を除いた額を受給することができます（この場合、市町村に申請せずに、県のみへ申請する方が現実的と考えます）
8	「福島県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業」との重複申請はできますか。	重複してそれぞれの申請が可能です。
9	福島県外の医療機関が福島県内の施設等へ出向いて接種した場合、支援金の対象となりますか。 また、県内の医療機関が、県外に住民票のある小児等へ接種した場合や、県内に住民票がある小児等が、県外の医療機関で接種した場合は、どのような取扱いになりますか。	このような場合、接種を行った場所が県内か県外かによって、支援金の対象になるか否かが決まります。 (1) 支援金の対象となる場合 ① 県外に住民票がある小児等が、県内の医療機関で接種を受けた場合 ② 県外の医療機関の医師が、県内の施設等に出向いて巡回接種を行った場合 (2) 支援金の対象とはならない場合 ① 県内に住民票がある小児等が、県外の医療機関で接種を受けた場合 ② 県内の医療機関の医師が、県外の施設等に出向いて巡回接種を行った場合

10	結果として「予診のみ」となった場合、接種回数に含めて計上して良いですか。	予診のみの場合は接種回数には含まれません。実際に接種を行った回数を計上してください。
11	施設への巡回接種を実施するにあたり、同一日に乳幼児接種と小児接種の者が混在する場合、『巡回接種実績一覧』の接種回数は、被接まとめて1行に記入するのでしょうか。	『巡回接種実績一覧』の「接種回数」の項目には、乳幼児接種又は小児接種の別で、それぞれ1行に記入してください。
12	個別接種促進事業の第9期(10月)以降と同様に、時間外や夜間、休日等に接種体制を用意する必要はありますか。	時間外や夜間、休日等といった要件はありません。
13	診療所だけではなく、病院も当該支援金の対象となりますか。	病院も当該支援金の対象となります。
14	いつから申請できますか。	申請受付期間については、別途県ホームページ等でお知らせします。
令和5年1月16日追記		
15	<p>(1) 支給対象医療機関</p> <p>①乳幼児接種および小児接種のいずれも行っている医療機関</p> <p>②小児接種のみ行っている医療機関</p> <p>どちらも対象になるのか。</p> <p>(2) また、その支給対象医療機関は</p> <p>①個別実績(乳幼児2千円、小児1千円)</p> <p>②所在地外接種(1ヶ月あたり5万円)</p> <p>のいずれにも適用になるのか。</p>	<p>(1) どちらも対象になります。</p> <p>(2) いずれも適用になります。</p> <p>ただし、所在地外接種(1ヶ月あたり5万円)は、新型コロナワクチン接種は住民票がある市町村で接種を受けることを原則としている中、小児科医がいない等の理由により、<u>実際に当該市町村内に居住している住民への接種体制の構築が困難な市町村が、近隣の市町村の医療機関の協力を得て接種体制を構築し易くするよう、協力する医療機関の業務増等への配慮を目的として支給するものです。</u></p> <p>このため、接種可能な医療機関があり、実際に居住する住民に対する接種体制を構築できる市町村からの接種依頼は該当せず、自市町村内での居住する住民に対する接種体制の構築が困難な市町村からの接種依頼等を受けていることが要件となります。</p>
16	原発避難者の取扱いについては、避難元自治体より依頼があったと解して、該当させてよいのか。それとも居住地での接種として該当しないのか。	<p>接種実績に対する支援金(乳幼児2千円、小児1千円)は、原発事故の避難者への接種であっても申請が可能です。</p> <p>一方、1ヶ月あたり5万円の支援金は、 回答 15 に記載している目的により支給する</p>

		ので、接種する医療機関の所在地の市町村に居住している原発避難者の住所地外接種は対象となりません。
17	乳幼児の場合はかかりつけ医での接種が多いと思われる。自市町村外の住民が、自市町村の医療機関をかかりつけ医としている場合は、単なる住所地外接種の扱いとして該当しないのか。	接種実績に対する支援金（乳幼児2千円、小児1千円）は、自市町村外の住民がかかりつけとしている場合であっても、申請が可能です。一方、1ヶ月あたり5万円の支援金は、自市町村内での居住する住民への接種体制の構築が困難な市町村からの接種依頼等を受けていなければ、対象外となります。
B. 支給対象 （医療機関の所在地外の市町村からの依頼等による当該市町村の乳幼児及び小児への接種）		
	質 問	回 答
1	医療機関の所在地外の市町村からの依頼により、当該市町村の乳幼児・小児の個別接種を実施した場合に5万円/月を支給する趣旨は何ですか。	県内の自治体の規模によっては、小児科医がいない、または、小児科医が少ない等の理由により、乳幼児及び小児接種の体制構築が困難となっている団体があります。 このような市町村からの依頼により、医療機関の所在地外の乳幼児・小児接種の体制構築に協力いただく医療機関に対し、増大する業務に配慮して支援金を支給するものです。 なお、単なる住所地外接種を実施した場合は対象となりません。
2	支給対象に「医療機関の所在地外の市町村からの依頼等による、当該市町村の乳幼児及び小児への接種」とありますが、「依頼等」とはどのようなものを指しますか。	本事業で「依頼等」とは、乳幼児及び小児が他の市町村の医療機関での新型コロナワクチン接種を可能とするため広域で接種体制の構築を目的とするもので、依頼書・協定書・契約書等により証明できるものをいいます。 なお、「依頼等」の内容は、接種対象を乳幼児及び小児に限定するものである必要はありませんが、乳幼児及び小児を含むものであることが必要です。
3	医療機関の所在地外の市町村から、広域接種に係る協力の依頼は受けていますが、依頼書等の受領はしていません。この場合、本支援金の申請はどのようにすれば良いですか。	依頼書・協定書・契約書等がない場合でも、当該市町村からの依頼等があることを証する証明書（様式5）の提出を申請時にすることで、本支援金への申請ができます。
4-1	医療機関の所在地外の市町村からの依頼等が	このような場合、所在地外の市町村からの依

	<p>あり、協定書の提出もできますが、協定に基づく当該市町村の乳幼児及び小児への接種実績がある月とない月があります。この場合、どのように申請すれば良いですか。</p>	<p>頼等があった月以降で、支援対象期間内であれば、全期間において申請が可能です。</p> <p>【具体例（時系列）】</p> <p>① R4.9月：A市にある医療機関Bが、C市と新型コロナワクチンの広域接種に係る協定を締結</p> <p>② R4.11月末時点：医療機関Bの、上記協定に基づくC市の乳幼児及び小児の新型コロナワクチン接種実績はない</p> <p>③ R4.12月以降：医療機関Bは、上記協定に基づき、C市の乳幼児及び小児に対し新型コロナワクチン接種を実施した。</p> <p>↓</p> <p>支給対象期間の始期（10/24）時点で、所在地外の市町村との協定があるため、協定に基づく実績がない月も、1ヶ月当たり5万円の支援金の申請が可能です。</p> <p>このため、医療機関BはR4.10月以降、支給対象期間のすべての期間において申請できます。</p>
4-2	令和5年1月25日追記	
	<p>4-1のとおり、①で協定を締結したが、「接種実績がなかった月」であっても申請できる場合とは、次のうちどちらの場合になりますか。</p> <p>①10月は、接種日を設けておらず予約自体を受け付けていないことから接種実績がなかった。</p> <p>②10月から接種日を設け予約を開始したが、接種希望者が少なく、結果として接種実績がなかった。</p>	<p>②の場合が「接種実績がなかった月」でも申請できる月となります。</p> <p>このため、接種依頼を受けても、具体的に接種日（予約受付可能日）を設けていない月は、支給対象にはなりません。</p> <p>【根拠】</p> <p>申請要領5「支給額」（2）</p> <p>「医療機関の所在地外の市町村からの依頼等による、当該市町村の乳幼児及び小児への接種」の「金額」欄にあるとおり、「※依頼等に基づく所在地外の乳幼児等への接種体制があることが認められる場合は、所在地外の乳幼児等への接種実績や接種回数に関わらず一律に支給する」</p> <p>→接種体制があることが認められる（＝予約</p>

		受付していた)ことが要件となります。
5	医療機関の所在地外の市町村からの依頼等により当該市町村の乳幼児及び小児へ新型コロナワクチン接種を実施した場合、1ヶ月当たり5万円の支援金の他に、乳幼児及び小児への個別接種の支援金(1千円又は2千円)は申請の対象ですか。	申請の対象です。
6	医療機関の所在地外の複数市町村と、新型コロナワクチン接種の広域連携の協定を締結しています。この場合、申請できる支援金は、「1ヶ月当たり5万円」×協定を締結する市町村数、となるのでしょうか。	本支援金の目的は、小児科医がいない又は少ない等の理由により、乳幼児及び小児接種の体制整備が困難な自治体を支援するため、所在地外の自治体からの依頼により個別接種を実施する医療機関の増大する業務に対して支援金を給付するものです。このため、複数の市町村と協定等を締結すればその分業務が増大することから、〔5万円×依頼等ある市町村数〕を支給します。
7	市町村が実施する支援金の対象とする業務は県と同様であり、接種1回あたりの金額も同様であるが、医療機関の所在地外の市町村からの依頼により、当該市町村の乳幼児・小児の個別接種を実施した場合に支給される5万円/月については、市町村において支給していない場合、県から当該5万円/月の支給を受けることは可能ですか。	医療機関の所在地外の市町村からの依頼により、当該市町村の乳幼児・小児の個別接種を実施するという要件を満たしているのであれば、ワクチンの接種実績に基づく支援金は市町村から受給し、当該5万円/月の支給を県から受けることは可能です。
8	医療機関の所在地外の市町村からの依頼はないが、医療機関の住所地外の乳幼児・小児にワクチン接種を実施した場合は、5万円/月は支給されますか。	単なる住所地外接種は、5万円/月の支給対象とはなりません。 一方、ワクチンの接種回数の実績に応じて支給される支援金(乳幼児2千円/回、小児1千円/回)は、被接種者の住所地に関わらず、実績に応じて支給されます。
9	1ヶ月あたり50,000円の支援金について郡内や郡市医師会内等で共同接種を行っている場合等は、共同接種管内で個別接種をしているそれぞれの医療機関は、同管内の他の市町村すべてから依頼があったととらえ、50,000円×同管内市町村数で申請できるのか。	1ヶ月あたり50,000円の支援金につきましては、新型コロナワクチン接種は住民票がある市町村で接種を受けることを原則としている中、小児科医がいない等の理由により、実際に当該市町村内に居住している住民(乳幼児等)への接種体制の構築が困難な市町村が、近隣の市町村の医療機関の協力を得て接種体制

		を構築し易くするよう、協力する医療機関の業務増等を配慮して支給するものです。 このため、自市町村内に居住する住民（乳幼児等）に対する接種体制の構築が困難な市町村からの接種依頼が該当することとなります。 一方、居住する住民（乳幼児等）に対する接種体制を構築できる市町村が、住民の更なる利便性向上を目的として他市町村と広域的な接種体制を構築する場合等は、本支援金の支給目的とは異なることから、該当となりません。
10	A9「自市町村内に居住する住民（乳幼児等）に対する接種体制の構築が困難な市町村」に該当するかどうかはどのように判断するのか。	乳幼児ワクチン接種を希望するすべての方に接種機会を提供できるよう、接種対象者の人数や医療機関の数、さらには、医療機関での接種可能人数等を踏まえて、各市町村において判断いただくこととなります。
C. 申請手続き等		
	質 問	回 答
1	法人が複数の診療所・病院を有する場合、申請は法人で1申請となりますか。各診療所・病院で申請が可能でしょうか。	法人単位での申請はできません。各診療所・病院での申請となります。
2	「申請連絡票」や「請求書（様式2）」に記載する「住所」、「医療機関名称」、「開設者氏名」は、病院（診療所）の所在地等を記載するのですか。	次のように記載してください。 〈個人開設の病院（診療所）の場合〉 ・住 所：開設者個人（医師）の住所 ・名 称：開設する病院（診療所）の名称 ・代表者：開設者個人（医師）の氏名 〈法人開設の病院（診療所）の場合〉 ・住 所：法人の所在地（登記簿上の所在地） ・名 称：法人の名称 ・代表者：法人代表者の職・氏名 （例）理事長 福島 太郎
3	令和4年10月24日以前から小児接種を実施しているが、その分は支給対象とならないのですか。	支給対象期間は、令和4年10月24日から令和5年3月31日までとなります。 令和4年10月24日から乳幼児接種が開始されたことにより、乳幼児接種を実施する医療機関は、これまで以上に業務負担が増大していると考えます。 このため、乳幼児接種を開始したことにより

		<p>業務が増加している医療機関の負担を軽減するためにも、より多くの医療機関に乳幼児接種や小児接種に取り組んでいただけるよう、ワクチン接種によって増大する業務に対応していただくための支援金を支給し、県民のワクチン接種の機会を拡大したいと考えております。</p> <p>こうしたことから、支給対象期間を乳幼児接種が開始された令和4年10月24日からとしていますので、御理解願います。</p>
令和5年3月2日一部追記（下線部）		
4	提出書類について、押印が必要な書類はありますか。	申請者の押印が必要な書類はありません。ただし、様式5『所在地外の市町村からの依頼等に係る証明書』には、証明者である <u>依頼元市町村長</u> の押印が必要です。
5	様式5『所在地外の市町村からの依頼等に係る証明書』の提出が求められるのは、どのようなときですか。	<p>① 申請要領5「支給額」の「(2) 医療機関の所在地外の市町村からの依頼等による、当該市町村の乳幼児及び小児への接種」を行うための体制を整備する医療機関が、</p> <p>② 1ヶ月当たり5万円の支援金を申請する場合で、</p> <p>③ 医療機関の所在地外の市町村の依頼等によって実施することを証する依頼書、協定書、契約書等の写しを提出できない場合に、様式5の提出が必要です。</p> <p>なお、上記①及び②に該当するが、上記③に記載の依頼書、協定書、契約書等の写しが提出できる場合は、様式5の提出は不要です。</p>
6	様式5『所在地外の市町村からの依頼等に係る証明書』の作成に時間がかかり、申請受付期間中の提出が難しい状況です。この場合、それ以外の書類を先に提出しても良いですか。	この場合、なるべく早く事務局へご相談ください。
令和5年3月2日一部追記（下線部）		
7	様式5『所在地外の市町村からの依頼等に係る証明書』は、申請者又は市町村のいずれが作成するものですか。	様式5の枠内の記載はいずれが行っても問題ないですが、記載内容に間違いがないことを双方で確認したうえで、 <u>依頼元市町村長</u> が記載事項の証明をしてください。

8	医療機関の所在地外の市町村からの依頼等があり、協定書の提出もできますが、協定書には有効期間の記載がありません。この場合、様式5『所在地外の市町村からの依頼等に係る証明書』の提出がいらいますか。	依頼等の有効期間が既存の書類で確認できない場合は、様式5を提出してください。
9	医療機関の責によらない理由により接種回数が減った場合（当日キャンセルやワクチン配送の遅れ等）、減った分について接種回数に含めて申請はできますか。	接種実績がない場合、その如何に関わらず、接種回数に含めることはできません。
10	在宅への巡回接種は、本支援金の対象となりますか。	対象です。
11	在宅への巡回接種を行った場合、様式4『巡回接種実績一覧』への記載は必要ですか。	不要です。
令和5年1月16日追記※令和5年1月25日一部追記（下線部）		
12	他市町村から市町村が接種依頼を受け、市町村内医療機関に依頼元市町村の乳幼児等の接種依頼を行っている場合、「医療機関の所在地外の市町村の依頼等によって実施する、当該市町村の乳幼児等への接種であることを証する書面」については、市町村間の依頼等の写しでいいか。	依頼元市町村が証明した様式5を医療機関が提出することを原則としますが、依頼先市町村が依頼元市町村から依頼を受けた書面の写しの提出でも差し支えありません。 その場合、実際に依頼先市町村が接種を依頼した医療機関を確認するため、別途依頼先市町村又は医療機関から県に対して <u>依頼先市町村が作成した「他市町村から依頼を受け、乳幼児・小児接種を医療機関に依頼した文書または医療機関のリスト等（任意様式）」</u> を提出してください。